

平成28年度第9回庁議 会議録

[日 時] 平成29年2月10日（金）9時～9時49分

[場 所] 庁舎応接会議室

[出席者] 市長、副市長、教育長、参与及び各部局長

[会次第]

- 1 市長あいさつ
- 2 議 題
 - (1) 市議会定例会提出議案について （関係部局）
会派説明報告について （企画部、総務部、環境部、経済部、
教育委員会事務局）
 - (2) 市税の歳入見込みについて （総務部）
- 3 協議事項
- 4 連絡事項
 - (1) 平成29年度の組織機構について （企画部）
 - (2) 平成29年度の定員管理計画について （総務部）
 - (3) 平成29年度施政方針（案）について （企画部）

1 市長あいさつ

本日の庁議の議題にもあるように、市議会定例会が2月20日に開会予定である。会派説明については、昨日まで開催され、そこでも質疑応答があったと思うが、市議会に向けて、各部局、質問が予想される項目については事前に準備するなど、遺漏のない対応をお願いしたい。

2 議 事

- (1) 市議会定例会提出議案について （関係部局）
会派説明報告について （企画部、総務部、環境部、経済部、教育委員会事務局）

市長	それでは議事に入る。 「市議会定例会提出議案について」、議案に沿って、建設部から説明をお願いします。
----	---

<p>建設部長</p>	<p>なお、13日開催の「部課長会」での説明と重複するため、簡潔に、要点のみを説明するようお願いする。</p> <p>また、会派説明を行った部局については、議案の説明後、会派説明報告もお願いしたい。環境部については、水道局の説明が終わった後に、会派説明報告をお願いする。</p> <p>報告1件、一般議案1件について説明する。</p> <p>報告第1号「専決処分の報告」については、市営住宅家賃滞納者に対する市営住宅明渡等請求の訴えの提起についてであり、今回で第14次となる。</p> <p>本件については、1年以上の長期家賃滞納者32人に対し、昨年7月29日、「市営住宅の使用許可取消条件付滞納家賃請求書」により最終催告を行い、請求に応じて滞納家賃の全額納付を履行、又は分納誓約をした等の28人を除く、滞納者4人（うち相続人2人）及び連帯保証人2人に対し、平成29年1月30日、顧問弁護士への委任のもと、松山地方裁判所西条支部へ訴訟提起を行ったものである。</p> <p>今回提訴した4件（関係者6人）の滞納状況については、滞納の通算月数等は1年1か月から2年3か月まで、滞納金額等は計123万1,140円、督促事務費は計6,200円で、合計請求額は123万7,340円となっている。</p> <p>次に、議案書の9ページから15ページ、議案第1号「市道路線の認定」については、今回認定しようとする路線は路線番号1085号から1089号までの5路線で、いずれも開発道路で寄附を受けたものである。</p> <p>なお、今回の市道路線の認定により、市道の認定路線数は1089路線、総延長は約523Kmとなる。</p>
<p>教育委員会事務局 局長</p>	<p>報告1件について説明する。</p> <p>議案書の4ページから6ページ、報告第2号「専決処分の報告」については、「和解及び損害賠償の額の決定について」である。</p> <p>平成28年7月29日、新居浜簡易裁判所南側の自転車歩行者道において、職員が水やり及び草抜きのボランティアを実施していたところ、東進してきた自転車が、水やりのために延長していたホースの付近で転倒し、相手方が負傷した事故について、相手方と和解し、損害賠償の額を65万7,476円と決定し、平成</p>

<p>経済部長</p>	<p>29年1月30日専決処分をしたので報告するものである。</p> <p>なお、損害賠償の額については、全額、全国市長会市民総合賠償保障保険から支払われている。</p> <p>次に、会派説明の結果について報告する。</p> <p>まず、「別子中学校学び創生事業について」では、新しい学校スタイルで地域の活性化と結びつけた取り組みの中で、どのような成果があったのか。この1年間の生徒の状況はどうか。中高一貫校について考えていないのか。寄宿舎の建設について、DBO方式による公募プロポーザルに応募できる事業者はどのくらいあるのか。平成30年3月末までに完成できるのか。5人の生徒を募集しているが、5人の枠を増やすことを考えていないのか。当初予定していた市外からの生徒募集は行わないのか。市外から受け入れをすると寄宿舎の部屋数が足りなくなるが、どう考えているのか。</p> <p>といった質問・意見があった。</p> <p>次に、「銅山の里自然の家の休館について」では、銅山の里自然の家は施設の老朽化が著しく、改修にも多額の費用がかかる、休館もやむを得ない。休館した場合、小中学校の集団宿泊研修に支障はないのか。地すべりは東平地区の産業遺産のエリアに影響はないのか。今後、東平全体を新居浜市としてどう活用するのかよく考えてもらいたい。</p> <p>といった質問・意見があった。</p> <p>報告1件、一般議案1件、条例議案3件について説明する。</p> <p>まず、議案書の7ページ及び8ページ、報告第3号「専決処分の報告」については、平成28年12月8日、新須賀町四丁目3番37号地先路上において、公用車を後進させた際に、相手方家屋の雨どいを破損させた交通事故に係る損害賠償の額を4万9,296円と決定したので報告するものである。</p> <p>次に、議案書の16ページから18ページ、議案第2号「市有財産の売却」については、新居浜市阿島一丁目甲1015番361の多極型産業推進事業用地5,660平方メートルを、売却価格1億697万4千円で、フェイスマスク等の製造を行っている有限会社SPCに売却するものである。</p> <p>次に、議案書の19ページ、議案第3号「新居浜市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正</p>
-------------	--

する条例の制定」については、「工場立地法」の一部改正に伴う引用法令条項のずれによる条文整備を行うものである。

次に、議案第11号「新居浜市中小企業振興条例の一部を改正する条例」及び議案第12号「新居浜市企業立地促進条例の一部を改正する条例」の制定については、いずれも現行条例が本年3月31日で失効することから、平成31年度までの3年間、期間を延長するとともに、新居浜市総合戦略や企業ニーズ等を踏まえ、補助制度、奨励措置の見直し及び新設を行うものである。

まず、議案書の35ページから37ページ、「新居浜市中小企業振興条例の一部を改正する条例」については、第11条の2では「インターネットショップ等活用販路拡大事業に対する補助」として、インターネットショッピングモール等を活用した販路拡大に対する補助を新設している。第12条では「先端機器導入事業」を「生産性向上機器導入事業」に改め、企業の要望に応え対象機器の拡大等を行うものである。第13条の2では「人材確保事業に対する補助」として、ウェブサイトを利用した求人情報の発信や市外での合同企業説明会への出展等の若者人材確保に対する補助を新設、また、第14条では「労働環境改善事業に対する補助」として、トイレ、休憩室、空調設備等の新設、改修に対する補助を新設、第14条の2では「女性活躍環境整備推進事業に対する補助」として、託児スペース、女性専用更衣室等の新設に対する補助を新設している。

次に、議案書の38ページから41ページ、「新居浜市企業立地促進条例の一部を改正する条例」については、39ページ以降の別表で主な変更点を説明する。

「1 企業立地促進奨励金」では、中小企業に対する奨励金の交付率を現行制度の2倍に引き上げ、中小企業への支援を拡充している。

「4 市内企業活用奨励金」は、企業立地に伴う市内での経済循環を高めるため、立地に伴う工事請負等の市内企業への発注率が100分の50以上であるときに、奨励金を交付するため新設したものである。

「5 労働環境整備奨励金」は、女性、若者など多様な人材の確保を図るため、従業員の利用に供する保育施設や休憩施設等の福利厚生施設を設置したときに交付するものである。

「6 雇用促進奨励金」では、市外からの配置転換従業員につい

<p>総務部長</p>	<p>ても新たに奨励金の交付対象に加えるものである。</p> <p>次に、「中小企業振興条例及び企業立地促進条例の改正」について会派説明を行ったので、結果について報告する。</p> <p>「中小企業振興条例」に関しては、補助制度について企業への広報はどのように行うのか。生産性向上機器導入事業は、どのような機器が対象となるのか。市内中小企業の要望を踏まえたうえでの改正なのか。</p> <p>「企業立地促進条例」に関しては、市内企業活用奨励金は二次下請けも対象となるのか。労働環境整備奨励金は国等の補助金を受けていても対象となるのか。今回の改正で奨励金の増額はどれくらい見込まれるのか。</p> <p>といった質疑等があった。</p> <p>条例議案 2 件及び追加提出予定の人事議案 1 件について説明する。</p> <p>まず、議案書の 20 ページから 21 ページ、議案第 4 号「新居浜市個人情報保護条例及び新居浜市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定」については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正に伴い、情報提供等記録の定義等について、所要の条文整備を行おうとするものである。</p> <p>次に、議案書の 22 ページから 26 ページ、議案第 5 号「新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例及び新居浜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定」については、介護休暇の分割取得、介護時間の新設及び育児休業等に係る子の範囲の拡大等について改正し、そのほか、介護を行う職員の時間外勤務の免除についても新たに適用しようとするものである。なお、この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する予定である。</p> <p>次に、追加提出予定の議案として、副市長の交代に伴う新居浜港務局委員会の委員の任命について提出する予定である。</p> <p>次に、会派説明の結果報告について報告する。</p> <p>まず、「治良丸南団地 1 号棟新築建築工事及び大生院小学校屋外プール新築建築主体工事について」では、両工事の工期の延長について説明を行った。主な質疑の内容は、大生院プールの契約は最初から間違えているのではないかと。3 か月でできるはずのない</p>
-------------	---

<p>企画部長</p>	<p>工事を提案すること自体おかしい。治良丸南団地については、調整に4週間かかったと言うが、契約前に終わらせておくべきである。今年度当初予算に計上しているもので、大きな工事でまだ問題があるようなものは、もうないのか。大生院小のプールについての遅延理由はなぜか。プール建設工事の標準的な工期は、どの位なのか。市営住宅の元居住者でこの住宅に戻ってくる人への対応はどうしているのか。市営住宅の工事の内容についての再確認。等の質問・意見があった。</p> <p>次に、「新居浜市の未収債権の滞納整理について」では、未収債権の状況と、未収債権のうち債権放棄を予定している案件について説明を行った。主な質疑の内容については、債権放棄を予定している案件の説明に対して具体的な経緯や今後の滞納防止策などについて質問があった。</p> <p>条例議案2件、予算議案16件について説明する。</p> <p>まず、議案書27ページ、議案第6号「新居浜市特別会計条例の一部を改正する条例の制定」については、貯木場企業用地の分譲が完了したことに伴い、新居浜市貯木場事業特別会計を廃止するもので、平成29年4月1日から施行したいと考えている。</p> <p>次に、議案書28ページ、議案第7号「新居浜市土地開発基金条例を廃止する条例の制定」については、近年、地下の下落傾向が続いており、新居浜市土地開発基金を活用した土地の先行取得の必要性が薄れ、今後の活用も見込まれないことから、当該基金を廃止するものである。なお、基金の廃止に伴い、現金の整理期間が必要になることから、平成29年7月1日から施行したいと考えている。</p> <p>次に、議案第13号から議案第21号までの9件については、平成29年度当初予算である。平成29年度当初予算のポイントとしては、1点目が防災・減災対策の強化・充実、2点目が総合戦略の更なる推進、3点目が市制施行80周年記念事業の実施、4点目が笑顔つなぐえひめ国体の成功である。</p> <p>次に、議案第24号から議案第28号までの5件については、平成28年度補正予算である。今回の補正予算は、移住促進拠点施設整備事業など国の第二次補正予算に伴う事業や当初予算内示に伴う過不足などについて、予算措置を行っている。</p> <p>引き続き、会派説明の結果を報告する。</p>
-------------	--

まず、平成29年度当初予算（案）については、全体を通じて、当初予算のポイントは何か。過去最高ということだが、どこが増えたのか。積極的予算編成にシフトしたのか。健全財政を維持するように取り組んでもらいたい。オンリーワン、ナンバーワン、ファーストワンと言える事業はどれか。

個別事業については、

フィールド1、快適交流では、

都市計画策定費について、都市機能誘導区域、居住誘導区域をどこまで決めようとしているのか、途中経過も知らせてもらいたい。平形外山線改良事業について、完成はいつか。公営住宅建替推進事業について、既入居者の再入居先をきちんと手当できているのか。特定建築物除却補助事業について、全体事業費はいくらか、補助の理由、除却後のマルナカの新設の予定は聞いているのか。コンテナクレーン整備事業について、市内企業への発注にならないか。

フィールド2、環境調和は、特になし。

フィールド3、経済活力では、

中小企業事業承継支援事業費については、具体的な事業内容は、なぜ市が行わなければならないのか。インバウンド観光推進費について、海外から何人くらい観光に訪れているのか。インバウンド観光客の見込みはあるのか。費用対効果を考えてやるべきではないか。観光振興計画策定事業費について、なぜ今策定するのか。地域公共交通網形成計画策定事業費について、立地適正化計画が決まってからではないのか。就職情報ポータルサイト開設事業費について、ハローワーク等、他との連携は図っているのか。

フィールド4、健康福祉では、

医師確保奨学金貸付事業費について、対象の病院はどこか。協立病院は対象にならないのか。愛顔の子育て応援事業費について、対象はどこからか。四国中央市で実施している内容との違いは何か。介護基盤緊急整備事業について、施設は新設か。健康長寿コーディネーター配置事業費については、どういう仕事をするのか。その他、出生率1.8の検証を行う必要があるのではないか。保育士の確保に向けた取り組みはどうしているのか。

フィールド5、教育文化では、

コミュニティスクール推進事業費については、具体的に何をするのか。魅力ある高等学校地域連携事業費について、高校からの

<p>福祉部長</p>	<p>提案内容と実施後のチェックをしっかりとやってもらいたい。国民体育大会開催対策費について、宿泊に対する補助を行っているのか。宿泊の確保はできたのか。</p> <p>フィールド6、自立協働では、縁結びサポート事業費について、出会いの場を求めている人がいるので、他とも連携して実施してもらいたい。消防団資機材整備費について、消防団の資機材整備は自主防災よりも先にすべきではなかったのか。消防団の組織の見直しも含めて頼れる組織にするべきである。</p> <p>といった意見が出された。</p> <p>次に、12月補正予算（案）については、放課後子ども教室充実費について、授業で使わないのか。タブレットは全ての学校に行き渡ることになるのか。各学校で差がでないようにきちんと考えて実施してもらいたい。といった意見が出された。</p> <p>最後に、土地開発基金については、土地開発基金を廃止するメリットはなにか。機動的に土地を購入しようとする時にはどうするのか。</p> <p>といった意見が出された。</p> <p>条例議案3件について説明する。</p> <p>まず、議案書の29ページから31ページ、議案第8号「新居浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」については、厚生労働省令で定める「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、当該基準を定める条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>改正の内容としては、小規模保育事業所A型、B型、保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所において、保育士とみなす職種に准看護師を加えるとともに、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所において、4階以上の階の避難用の特別非常階段に係る規制の緩和及び保育需要に応ずるため、当分の間、保育士等の職員配置の特例を追加し、所要の条文整備を行うものである。</p> <p>なお、この条例は、公布の日から施行したいと考えている。</p> <p>次に、議案書の32ページ、33ページ、議案第9号「新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定」については、</p>
-------------	--

<p>水道局長</p>	<p>国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、特定公社債等の利子所得が申告分離課税の対象となったこと、株式等の譲渡所得については「上場株式等」と「一般株式等」に区分されたこと並びに特例適用利子等及び特例適用配当等の所得が新たに追加されたことにより、第9条の「一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定」及び第16条の「保険料の減額」において、所要の条文整備を行うものである。</p> <p>なお、この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、平成29年度以降の年度分の保険料について適用したいと考えている。</p> <p>次に、議案書の34ページ、議案第10号「新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例の制定」については、介護認定審査会の委員定数を現行の42人から54人に改正するもので、現在、7人の委員で構成する6つの合議体となっているが、1合議体の委員数を9人に増員することにより、委員の負担軽減と今後の審査及び判定業務を円滑に行おうとするものである。</p> <p>なお、この条例は、平成29年4月1日から施行したいと考えている。</p> <p>予算議案2件について説明する。</p> <p>まず、議案第22号「平成29年度新居浜市水道事業会計予算」について説明する。</p> <p>「業務の予定量」は、給水戸数が54,673戸、年間給水量は約1,348万^m、年間水道料金収入は0.1%減の16億3,971万9千円、建設改良事業費は前年度比62.8%増の19億1,989万2千円を予定している。</p> <p>重点項目は、滝の宮送水場更新工事2億1,000万円のほか、表に記載の配水管布設替え工事等である。</p> <p>「収益的収入及び支出」は、事業収益20億967万円に対し、事業費用は18億3,146万3千円で、収支差引は1億7,820万7千円の黒字となっているが、消費税等を除外した予定損益計算書による純利益は5,538万1千円となる見込みである。近年実施してきた耐震化及び管路更新に伴う費用等が増加してきていることから、厳しい経営状況となってきている。</p> <p>「資本的収入および支出」は、9億4,595万円の収入に対し、支出は22億7,188万8千円で、差引13億2,593万8千円</p>
-------------	--

環境部長	<p>の不足を損益勘定留保資金等で補てんすることとしている。</p> <p>続いて、議案第23号「平成29年度新居浜市工業用水道事業会計予算」である。</p> <p>「業務の予定量」は、前年度と同様に、住友企業3事業所への年間1,542万4,600m³としており、建設改良事業は3億6,353万9千円を予定している。</p> <p>重点項目は、平成28年度までの山根配水池耐震化工事に続き、北新町（図書館前交差点）配水管布設替え工事2億5千万円等の管路耐震化対策を予定している。</p> <p>「収益的収入及び支出」は、事業収益2億5,671万8千円、事業費用2億3,028万6千円で、収支差引は2,643万2千円の黒字となっているが、予定損益計算書による純利益は、207万5千円となる見込みである。今後も引き続き耐震化及び安定した工業用水道の供給に努めてまいる。</p> <p>「資本的収入及び支出」については、2億円の収入に対し、支出は3億6,353万9千円で、差引不足額1億6,353万9千円を損益勘定留保資金等で補てんすることとしている。</p> <p>会派説明結果について報告する。</p> <p>「し尿及び浄化槽汚泥の下水処理場での共同処理」について、会派説明を行い、菊本町の新高橋から下水処理場に入る進入道路は、最終処分場計画時に道路を広げようとして止めた経緯があるが、地域の人への説明はどうしているのか。共同処理により、くみ取り料金の値上げはあるのか。下水処理場に受入施設を作らず、汚水処理施設に直接投入できないのか。地元への情報提供を十分にしておいてトラブルのないようにしてもらいたい。現在の衛生センターは壊すのか。汲み取り業者に不便をかけることにはならないのか。</p> <p>といった質問・意見等があった。</p>
------	---

(2) 市税の歳入見込みについて（総務部）

総務部長	<p>総務部から、市税の歳入見込みについて説明する。</p> <p>まず、平成28年度の決算見込み額についてであるが、収入額ベースで約185億4,400万円。これは、平成27年度決算額約192億6,500万円と比べて、約7億2,100万円の減となっている。</p>
------	--

	<p>その内訳についてであるが、まず、「個人市民税」が約56億6,500万で、景気回復による所得増により、前年度より約1億8,600万円の増。</p> <p>「法人市民税」は約16億5千万円で、大手企業の損失計上による税割額減が大きく影響したことにより、約9億4,500万円の減。</p> <p>「固定資産税」は、地価の下落が続くものの、全体としてはほぼ横ばいの約87億2,600万円。</p> <p>「都市計画税」についても、ほぼ横ばいの約11億5,200万円。</p> <p>「軽自動車税」は約3億4,100万円で、税制改正により、約5,700万円の増。</p> <p>「市たばこ税」は約8億4,300万円で、喫煙者の減少等により、約2,900万円の減。</p> <p>「入湯税」は、例年どおりで約50万円。</p> <p>「滞納繰越分」は、やや減少し、約1億5,300万円。</p> <p>なお、28年度の当初財政計画額と比べて、合計で約4,500万円の減となる見込みである。</p> <p>次に、平成29年度の歳入見込みについて説明する。</p> <p>四国及び愛媛県内の最近の経済情勢は、一部に弱い動きがあるものの、穏やかな持ち直しが続いており、また、内閣府による29年度の経済見通しにおいては、「経済対策など各種政策の推進等により、雇用・所得環境が引き続き改善し、経済の好循環が進展する中で、民需を中心とした景気回復が見込まれる。先行きのリスクとしては、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要がある。」とされている。</p> <p>これらを考慮し、平成29年度財政計画額は、調定額ベースで、約191億6,700万円で、前年度計画より約6千万円の減。収入額ベースでは、約186億500万円で、約1,600万円の増。</p> <p>調定額ベースで減額し、収入額ベースで増額する見込みとなったのは、徴収率が前年度より高い税目が多いためである。なお、これは、28年度決算見込み額と比べ、収入額で約6,100万円の増となっている。</p> <p>次に、税目ごとに、29年度歳入見込みについて、28年度決算見込み額と比較しながら説明する。</p>
--	--

	<p>まず、「個人市民税」は、税収に大きく影響するような税制改正はなく、労働人口の減少等により、29年度の調定額は、約56億7,500万円で、前年度より約4,400万円の減。徴収率は、0.04%アップの99.08%を見込み、収入額は、約56億2,300万円で、約4,200万円の減。</p> <p>「法人市民税」は、経済見通し等を参考に、調定額は、約17億6,100万円。申告課税のため徴収率は99.85%と高く、収入額は、約17億5,800万円で、約1億800万円の増。</p> <p>「固定資産税」は、制度の大幅見直しはなく、土地については、地価が平成5年以降、継続して下落しており、28年度の地価公示では全用途の評価変動率がマイナス1.8%と下落したことから、調定額は、約30億6,800万円。徴収率98.84%で、収入額は、約30億3,300万円で、約800万円の減。</p> <p>家屋については、新增築、滅失家屋の調査の結果、民間病院の新築等により、調定額は、約32億6,700万円、収入額では、約32億2,900万円で、約1億2,200万円の増。</p> <p>償却資産については、住友関連企業等への調査の結果、減価償却等による税額の減少を維持する程度の設備投資しか期待されず、調定額は、約24億7,600万円。収入額は、約24億4,700万円で、約1億3,100万円の減。</p> <p>「都市計画税」は、固定資産税と同様の理由により、調定額は、約11億8,100万円。収入額は、約11億6,700万円で、前年度より約1,500万円の増。</p> <p>「軽自動車税」は、原付等の課税台数は減少傾向にあるものの、三輪以上の経年車重課の影響により、調定額は、約3億5,500万円。徴収率は、前年度と同じ97.3%で、収入額は、約3億4,500万円で、約500万円の増。</p> <p>「市たばこ税」は、旧3級品の税率が更に引き上げられるものの、喫煙者の減少から売り上げ本数は今後も減少が予想され、調定額・収入額ともに、前年度とほぼ同額の約8億4,200万円。</p> <p>「入湯税」は、変わらず50万円程度。</p> <p>「滞納繰越分」については、調定額は、約5億3千万円。徴収率27.86%で、収入額は、約1億4,800万円となる見込みである。</p> <p>なお、各税目における徴収率は、過去の推移や景気動向、税目の特性等を総合的に勘案し、設定した。</p>
--	--

3 協議事項

なし

4 連絡事項

(1) 平成29年度の組織機構について（企画部）

企画部長	<p>先月1月13日の「行政改革推進委員会」において、組織機構の協議をしていただいたが、最終の決定内容を説明する。</p> <p>まず、環境部清掃センターは、施設の一体的な管理運営を行っている現状に適合するよう見直しを図り、「リサイクル施設管理係」を廃止し、「焼却施設管理係」を「管理係」に名称変更する。</p> <p>教育委員会事務局学校教育課において、コミュニティスクール等を積極的に推進するため、「地域学校協働係」を新設する。</p> <p>また、スポーツ振興及び文化振興に特化して強力に推進するため、「スポーツ文化課」を「スポーツ振興課」及び「文化振興課」に改編する。それに伴い、美術館については、文化振興課の所管とする。</p> <p>また、文化財の保護を明確にするため、文化振興課に「文化財係」を新設する。</p> <p>図書館において、市史の編纂に関する取り組みを進めるため、「市史編纂準備係」を新設する。</p> <p>以上の組織機構の改編により、 平成28年度 11部72課2班222係 が、平成29年度は、係が3減の 11部72課2班219係 となる。</p>
------	--

(2) 平成29年度の定員管理計画について（総務部）

総務部長	<p>平成29年度の定員管理計画について説明する。</p> <p>平成29年4月1日の職員数は、現在のところ、904人を予定している。この人数は、平成28年度当初の898人と比較して、6人の増員となっている。内訳としては、退職者が定年退職、早期退職、自己都合などを含め30人に対して、採用者は、本年4月1日の新規採用、国からの帰任、派遣、再任用を含め36人となっている。</p> <p>平成29年度の定員管理については、第五次長期総合計画として予定している事業の着実な達成、芸術文化・スポーツの振興を推進するための課の改編、市史の編纂に関する具体的な取り組みを進めるための係の新設、長期の育児休業を取得している課所へ</p>
------	--

	<p>の一部加配など、各部局における行政需要に適切に対応できるよう、限られた人員の中で考慮した。</p> <p>各部局長においては、限られた人材を、より効果効率的に活用していただくようお願いする。</p> <p>また、「育児休業による加配」の配属先については、育児休業職員の状況等により毎年見直すこととするのでご了承願いたい。</p> <p>不明な点は、人事課へ問い合わせをお願いする。</p> <p>なお、部局内での課の人員は、部局長の権限で変更して構わないが、その場合、変更内容を人事課へ文書で2月17日までに提出をお願いしたい。</p>
--	---

(3) 平成29年度施政方針(案)について(企画部)

企画部長	<p>平成29年度施政方針(案)については、議会日程から本日中に総務課へ提出する必要がある、既に確認のお願いをしているが、今一度確認いただき、変更点があれば、本日13時までに修正し、総合政策課(正岡副課長)まで連絡、メール送信をお願いしたい。</p>
市長	<p>他になければ、以上で第9回庁議を終わる。</p>